

世話人の要請にもとづき、随時臨時役員会を開きその都度
会計報告及び必要と認めたる事項を決議出来る。
会議の決議は過半数の賛成を必要とする。

第十三条 第五章 慰霊堂

第十四条 ミニバ日系人慰霊堂に納骨される者の資格は日系人及びそ
の配偶者であつて「被納骨者」の資格に該当する日系人と
は第一姓が日本姓である者及びその配偶者である。

第十五条 慰霊堂被納骨者資格は如何なる会議において変更を
許されはい。

第十六条 慰霊祭は毎年一回執行され、その期日は十一月の第二日曜
日である。

第十七条 会は納骨資格者の死亡通知を受理次第位牌を安置する。
第十八条 納骨に要する諸経費は、被納骨者の親族及び関係者の
負担による。

第十九条 道骨安置場所に不足を生じた場合は役員会において適当
なる処置を講ずることが出来る。

第二十条 納骨箱は政府指定の寸法 (27cm X 31cm X 47cm) に
準ずる。納骨不可能なるものは位牌を安置する。位牌
の規格は高さ一七・センチ 巾一〇センチ 厚さ五センチ以内で
ある。

Se King 18" = 45.7cm.

以上

9" = 23"
9" = 23"